

規制対象施設

(○は全て対象、×は対象外)

区分		騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
		種類 番号	原動機の定格出力等 ^{注1)}	種類 番号	原動機の定格出力等 ^{注1)}	種類 番号	騒音	種類 番号	振動
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が 22.5kW 以上		×	1-イ	騒音規制法の条件と同じ		×
	製管機械	1-ロ	○		×	1-ロ	○		×
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で 3.75kW 以上		×	1-ハ	騒音規制法の条件と同じ		×
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く	1-ニ	○	1-イ	○
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力 294kN 以上	1-ロ	○	1-ホ	騒音規制法の条件と同じ	1-ロ	○
	せん断機	1-ヘ	3.75kW 以上	1-ハ	1kW 以上	1-ヘ	騒音規制法の条件と同じ	1-ハ	振動規制法の条件と同じ
	鍛造機	1-ト	○	1-ニ	○	1-ト	○	1-ニ	○
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	○	1-ホ	37.5kW 以上	1-チ	○	1-ホ	振動規制法の条件と同じ
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×	1-リ	○		×
	タンブラー	1-ヌ	○		×	1-ヌ	○		×
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る		×	1-カ	高速切断機に限る		×
	研磨機		×		×	1-ル	合計が 10kW 以上		×
	目立機		×		×	1-フ	原動機を用いるものに限る		×
	平削盤		×		×	1-フ	7.5kW 以上		×
送風機(及び排風機) ^{注2)}		2	7.5kW 以上		×	13	3.75kW 以上	13	3.75kW 以上
圧縮機			空気圧縮機で 7.5kW 以上	2	7.5kW 以上	2	空気圧縮機で 3.75kW 以上	2	3.75kW 以上
冷凍機			×		×	3.75kW 以上		3.75kW 以上	
土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機		3	7.5kW 以上	3	7.5kW 以上	3	3.75kW 以上	3	騒音規制法の条件と同じ
織機		4	原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるものに限る	4	騒音規制法の条件と同じ	4	振動規制法の条件と同じ
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 0.45m ³ 以上		×	5-イ	騒音規制法の条件と同じ		×
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量 200kg 以上		×	5-ロ	騒音規制法の条件と同じ		×
	コンクリートブロックマシン		×	5	合計が 2.95kW 以上		×	5	振動規制法の条件と同じ
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×		合計が 10kW 以上		×		振動規制法の条件と同じ
穀物用製粉機		6	ロール式で 7.5kW 以上		×	6	7.5kW 以上	11	7.5kW 以上
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	○	6-イ	○	7-イ	○	6-イ	○
	チップパー	7-ロ	2.25kW 以上	6-ロ	2.2kW 以上	7-ロ	騒音規制法の条件と同じ	6-ロ	振動規制法の条件と同じ
	碎木機	7-ハ	○		×	7-ハ	○		×
	帯のこ盤	7-ニ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上		×	7-ニ	騒音規制法の条件と同じ		×
	丸のこ盤	7-ホ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上		×	7-ホ	騒音規制法の条件と同じ		×
	かんな盤	7-ヘ	2.25kW 以上		×	7-ヘ	騒音規制法の条件と同じ		×
抄紙機		8	○		×	8	○		×
印刷機械		9	原動機を用いるものに限る	7	2.2kW 以上	9	騒音規制法の条件と同じ	7	振動規制法の条件と同じ
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			×	8	カレンダーロール機以外で 30kW 以上		×	8	振動規制法の条件と同じ
合成樹脂用射出成形機		10	○	9	○	10	○	9	○
鋳造型機		11	ジョルト式のものに限る	10	ジョルト式のものに限る	11	騒音規制法の条件と同じ	10	振動規制法の条件と同じ
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			×		×	12	最高出力 37.3kW 以上	12	最高出力 37.3kW 以上
走行 クレーン	門型走行クレーン		×		×	14-イ	7.5kW 以上		×
	天井走行クレーン		×		×	14-ロ	7.5kW 以上		×
洗びん機			×		×	15	合計が 7.5kW 以上		×
真空ポンプ			×		×	16	7.5kW 以上		×

注1) 定格出力は、合計とある施設以外は、複数あるうち最大のもので判断する。

注2) クーリングタワー等送風機が含まれる施設は送風機の届出が必要。